

令和元年 6 月吉日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 堰八 義博

「令和元年北海道観光成長市場開拓促進事業【フィリピン】」の委託に係る企画提案の公募について

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、今後伸びが期待されるフィリピンの潜在訪日旅行者に対しての情報発信と、昨年より直行定期便が就航しフィリピンからの来道増が見込める現状を踏まえ道央以外への誘客の好機として北海道の観光情報を発信する必要があると考えています。  
つきましては、北海道の上記に関わる最新情報を旅行博、北海道観光セミナー・商談会、招聘で発信するための企画提案を次のとおり募集しますのでお知らせします。

敬 具

記

1.委託事業名

北海道観光成長市場開拓促進事業【フィリピン】

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 2020 年 3 月 19 日

3.業務委託内容

フィリピン市場における下記事業の企画提案・実施

- (1) 旅行博「Travel Tour EXPO 2020」への出展
- (2) マニラでセールスコール実施
- (3) 北海道観光セミナー・商談会実施
- (4) 旅行会社招聘
- (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

4.事業説明会の実施

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」を確認下さい。

5.スケジュール（予定）

委託期間 : 契約締結の日～2020年3月19日

業務スケジュール :

- |          |   |
|----------|---|
| 6月25日（火） | 公示・観光機構HPに掲載                                    |
| 7月 2日（火） | 企画提案参加表明 締切                                     |
| 7月16日（火） | 企画書提出 締切  |
| 7月中旬     | 企画提案の審査（ヒアリング審査会）<br>委託業者決定、契約<br>事業実施、報告書作成・提出 |

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部 海外誘客部

担当: 藤井

TEL: 011-231-6736

e-mail : h\_fujii@visithkd.or.jp

# 令和元年度北海道観光成長市場開拓促進事業【フィリピン】 企画提案指示書

## 1. 目的

フィリピンからの来日客はビジネス目的の割合が高かったが、旅行市場は団体からFITへシフト（多人数の家族旅行が主流となっている。）しており北海道に昨年定期直行便が就航し来道客層に変化がみられる。現地でのヒアリングの結果では北海道へ直行便が就航されていることがまだ知られていないため周知が必要である。また、今後増加が見込める訪日旅行者に向けた魅力ある北海道観光の情報発信や経由便、LCCを含めた新千歳空港以外の渡航経路を紹介していくことが必要である。そのためフィリピンで最大の旅行博TTEに出展することや北海道観光セミナー、招聘によって北海道の認知度の向上を図り、北海道への更なる誘客を促進する。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいづれかに該当する者であること。コンソーシアムの場合、別紙協定書を提出すること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ 観光機構が必要と判断する際に、観光機構で業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

⑤ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

## 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間 : 契約締結の日～2020年3月19日

業務スケジュール :

|          |   |
|----------|---|
| 6月25日（火） | 公示・観光機構HPに掲載                                    |
| 7月2日（火）  | 企画提案参加表明 締切                                     |
| 7月16日（火） | 企画書提出 締切  |
| 7月中旬     | 企画提案の審査（ヒアリング審査会）<br>委託業者決定、契約<br>事業実施、報告書作成・提出 |

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

## 6. 業務委託内容（企画見積り提案事項）

(1) 旅行博出展について

Travel Tour EXPO2020(TTE)

開催地：マニラ

開催時期：2020年2月上旬 4日間（予定）

① 出展方法について

Travel Tour EXPO2020(TTE)はJAPANブース（JNTO主催）に出展する。

ブース運営は受託事業者にて全て任せ、機構職員は出展ブースのアテンドを行わない。

道内各地域の共同出展者がある場合、その取りまとめも受託事業者が行うこと。

- ②上記旅行博はブース装飾(2ブース出展を計画する)、北海道からのパンフレット類輸送(各700kg前後を想定する事)、旅行博期間中は必ず受託事業社担当者が立ち会う事また通訳の可能なブーススタッフ2名以上を手配すること。  
その他運営に関する事は事前に機構担当者へ確認すること。
- ③ブースプロモーション、装飾等について、具体的に提案すること  
テーマ：北海道の観光と食(春～夏)  
ターゲット：企画提案すること
- ④当該旅行博出展中は機構 SNS (Facebook、Instagram) を活用してフォロワー数拡大施策および GoodDay 北海道公式サイトへの誘導を図ること。
- ⑤ブース運営方法  
(1) 来訪者へのアンケートの実施について、具体的に提案すること。  
(2) 旅行相談について(行程、食事、見学施設等) 観光案内をすること。
- ⑥現地旅行会社、JNTO と連携して事業を展開すること。

## (2) 北海道観光セミナー・商談会

開催時期：2019年11月下旬予定

開催地：マニラ

フィリピン・マニラで、現地旅行会社・航空会社を集め、ランチミーティングまたはティーなどを提供しながら、北海道観光プレゼンテーション及び商談会を開催する。

- ①セミナー(1時間30分程度)・商談会(1時間30分程度)会場・レストラン等手配。
- ②現地通訳を含めた必要スタッフの手配(日本語スキルの高い通訳者が望ましい。)
- ③旅行会社・航空会社・旅行雑誌・メディア関係者へ参加に向けて事前に集客促進に努めること。  
(KPIの設定をすること)
- ④機構職員のプレゼンテーション資料作成  
北海道の新しい観光情報や食及び温泉の入り方等習慣の違いについて20ページ程度パワーポイントで作成すること。(説明文も作成 日本語・英語)
- ⑤上記、セミナー・商談会の参加を北海道側(機構会員)へ依頼・要請すること。  
北海道の観光関係者にプレゼンテーション・商談会に参加いただくよう依頼、要請をすること。  
(KPIの設定をすること)

## (3) セールスコール

メディア・旅行会社・航空会社訪問に係る手配(旅行博中に5社以上訪問可能となる様に)及びスケジュール管理、移動車手配、アポイント取り、当日アテンド・通訳者派遣(フィリピン在住の日本人の英語通訳者が望ましい)を行うこと。

## (4) 招聘実施

- ・招聘時期：2019年12月頃
  - ・招聘方面：道央・道東(可能であれば2方面)
  - ・招聘対象：旅行会社の旅行商品造成担当者
  - ・招聘人数：事業費用内での企画提案
  - ・情報発信が相応しい道内観光地を選定の上4泊以上の日程とすること。
  - ・行程中必ず1ヶ所以上意見交換会を設定すること。
  - ・招聘対象者の航空券代金は積算不要とする。(機構負担)
- 北海道内意見交換会場所管轄の観光関係者へ参加者依頼すること。(参加者目標を設定)

## (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・上記(1)については具体的な数値での効果測定を図る事。(アンケート等)その他独自提案についても取組内容に応じた成果を把握・報告をすること。
- ※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない。

(6) その他

上記1. (1)～(5)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することを可とする。

7. 委託予定上限金額 6,000,000 円 (消費税含む)

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：2019年7月2日(火) 午後3時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進本部 海外誘客部 (担当：藤井)

Tel 011-231-6736

Email:h\_fujii@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：文書をメールで行うこと(様式は任意、メール本文でもかまいません)。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容及びフィリピンのほか、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、北海道観光振興機構事業の実績についても記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制を記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(参加表明締切後にご案内します。)

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(委託業務開始は5月下旬以降を予定。)

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。企画提案を行うものが他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 4部

(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの3部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進本部 海外誘客部 (担当：藤井)

電話 011-231-6736

(3) 提出期限 2019年7月16日(火) 午後3時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

ファクシミリ、メールでの提出は不可とする。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配付については認めません。

### 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
フィリピンからの誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
・フィリピンでの一般消費者向けPR、航空会社・旅行会社への情報提供、協力関係構築、北海道旅行商品造成  
・販売支援及び北海道の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

### 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、北海道観光振興機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。  
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
  - ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
  - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
  - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

### 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに従って分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 \_\_\_\_\_ 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和元年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名称)

(代表者)

Ⓜ